

2018年8月5日発行

(通知) 2019年代議員選挙について

日本医療安全学会 理事長

(1) 代議員の改選方法について

代議員の改正方法は法規での指定はなく、個々の法人の定めによります。そこで本学会の理事会において代議員改選方法に関する下記の内規が議決されております。

[http://www.jpscs.org/Rule/naiki\\_election\\_exec.pdf](http://www.jpscs.org/Rule/naiki_election_exec.pdf)

(2) 代議員の任期について

上記内規では代議員は2年ごとに改選することが義務付けられています。本会は2016年3月に開催された法人としての決起大会を経て、2017年1月1日から法人の第1年度が開始されているところです。従って、2018年12月31日をもって、現代議員全員の任期が終了となります。そこで、2019年1月1日から始まる法人第2期目における代議員を2018年度内までに確定することが義務付けられています。

(3) 理事改選について

一般社団法人関連法規によって理事全員の任期が2018年12月31日までで、理事改選を2018年12月31日までに完了が必要な状況です。この理事選挙は2019年度からの新たな代議員によって行われ、理事選挙期間として2か月以上の猶予が必要です。そこで、今回2019年度からの新たな代議員の選挙を代議員改選方法に関する上記の内規に従って実施する必要があるところです。

(4) 現代議員について

(4-1) 代議員継続の意思確認のための往復葉書を郵送します。2018年9月30日までに返信ください。

返信されない場合は、法により、継続意思の未確認者として2019年度からの代議員名簿から一般会員へ移動となります。

(4-2) 法規によって理事も代議員を兼務する必要があり、現理事へも代議員継続の意思確認のための往復葉書を郵送します。2018年9月30日までに返信ください。返信されない場合は、法により、2018年10月に開始する理事選挙へ応募できません。

(5) 新代議員について

上記内規の「代議員の改選方法」を参照してください。選挙人および被選挙人は本学会の会員であること。他者を推薦する場合も、代議員たらしとする人物がすでに一般会員である必要があります。

**申請期間：2018年8月6日～9月30日**

(6) 代議員登録における審査について

本法人は代議員を一般社団法人関連法規での社員と定義しています。一般社団法人関連法規に従って、社員登録の際の審査はできません。つまり、上記の必要書面の提出だけで無審査にて代議員登録を受理します。

以上